

第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成24年2月21日(火) 午前10時00分

場 所 津市安濃庁舎 2階第1・2会議室

出席部会委員 2 野田 久忠・5 赤塚 薫・6 青木 正司・7 伊藤 征一
9 奥山 正夫・11 後藤 勝・13 阪 芳一・17 牧野 礼吉
18 増地 和久・19 村治 隆史・23 清水 清・24 中林 長一

以上12名

欠席委員 3 太田 義政・4 眞弓 純一・14 清水 文兵衛
41 西口 正國・47 田中 千福

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議 長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・西田調整担当副参事・長谷川担当副主幹

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査

芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 5 赤塚 薫・18 増地 和久

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(県許可・所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

(農業委員会許可・所有権移転)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・使用貸借)

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第2回の農業委員会を開会いたします。 今日は太田委員、眞弓委員、清水文兵衛委員、西口委員、田中委員の5名欠席です。出席は12名で本部会は成立いたします。 それから、議事録署名者、赤塚委員、増地委員よろしく申し上げます。 それでは、事務局より報告案件をよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、第2回農地部会議案書の1ページをお願いします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 今日は、件数としましては6件、面積として10,166㎡、内訳としまして、田が9,375㎡、畑が791㎡でございます。 解約後は、再設定が2件、所有権移転が3件、自作に戻るのが1件でございます。 2ページから7ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 これにつきましては、相続の届出等によるものでございまして、件数といたしましては10件、面積として49,334㎡、内訳としましては、田が37,489㎡、畑が11,720㎡、ほか125㎡、そういうことになっております。 8ページをお願いします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 件数といたしましては6件、面積として2,791㎡、内訳といたしまして、田が2,429㎡、畑が362㎡でございます。 内容としましては、駐車場用地が3件で1,410㎡、共同住宅用地が1件、1,203㎡、道路用地が1件、23㎡、貸店舗用地が1件、155㎡でございます。 それでは、9ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 件数といたしましては8件、面積として6,665㎡、内訳といたしまして、田が3,551㎡、畑が3,114㎡でございます。 内容としましては、共同住宅用地が2件、1,624㎡、宅地分譲用地が2件、3,504㎡、一般個人住宅用地が1件、462㎡、駐車場用地等が2件、601㎡、事務所・倉庫用地で1件で474㎡でございます。 10ページをお願いします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。 件数といたしましては1件、面積として661㎡で田でございます。 内容としましては、店舗用地・駐車場用地で1件で、661㎡でございます。</p>

す。

11ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

件数といたしましては1件、面積として429㎡で田でございます。

内容としましては、長屋住宅用地ということで1件、429㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局のほうの説明どおりでございます。これは報告案件ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 明、受人 _____、経営面積 11,259㎡、渡人 _____、申請地 芸濃町林上新田_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 62㎡、外5筆、合計面積1,411㎡で、田が926㎡、畑が485㎡でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、営農縮小のため、営農拡大を希望する受入であります_____に譲り渡しをしようとするものでございます。

以上、この議案書につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものでございます。

以上、件数といたしまして1件、面積として1,411㎡、内訳といたしまして、田が926㎡、畑が485㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。

増地委員 18番 増地です。去年も申請あった土地の隣でして、畑は荒れていまして、それを開拓して畑にするということで現地を確認しましたがけれども、よろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号について県に進達することに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員

会許可・所有権移転)。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

13ページをお願いします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、____、____、____、経営面積 2,413㎡、渡人 _____、申請地 白塚町境_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 624㎡、持ち分2分の1でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、相続により取得した農地でございますが、身体の不都合により、受人である_____外3名に経営移譲のため、贈与をしようとするものでございます。

番号2、地区 楡形、受人 _____、経営面積 35,185㎡、渡人 _____、申請地 分部上頭_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 1,975㎡、外1筆、合計面積3,953㎡で、田でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、高齢化による労力不足のため、申請地隣地に自己所有地があり、営農拡大を希望する受人である_____に譲り渡ししようとするものでございます。

番号3、地区 高茶屋、受人 _____、経営面積 23,236㎡、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町中山_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 439㎡でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、高齢化による離農のため、営農拡大を希望する受人であります_____に譲り渡ししようとするものでございます。

14ページにかけてをお願いします。

番号4、地区 上野、受人 _____、経営面積 8,863㎡、渡人 _____、申請地 河芸町上野赤郷_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 456㎡、外14筆、合計面積8,863㎡で、田が7,479㎡、畑が1,384㎡でございます。

これにつきましては、渡人と受人は親子関係でございますが、渡人は15ページの議案第3号の番号1とも関連しますが、渡人である_____は、受人である_____に経営移譲のため、贈与をしようとするものでございます。

番号5、地区 棕本、受人 _____、経営面積 7,744.42㎡、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本東豊久野_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 353㎡でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、受人である_____に生前部分贈与をしようとするものでございます。

以上、番号1から5までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件は満たしているものでございます。

以上、件数といたしましては5件、面積として13,920㎡、内訳といたしまして、田が11,432㎡、畑が2,488㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。事務局の説明ございました。それでは、1番、白塚。

青木委員

6番 青木です。農振の林委員より現地確認していただきました、きれいに

耕してあって、境界もはっきりしておるということで、問題ないということで
すので、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、2番、楡形。

野田委員 1番 野田です。当申請、ただいま事務局から説明がありましたとおり、特
に問題ございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、3番、高茶屋。

野田委員 9番 奥山です。原田委員と現地確認行きましたけれども、隣接地であって
何ら問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。4番、上野。

阪委員 13番 阪。これは自分も現場を確認したんですけれども、事務局の方の説
明どおり親子の関係で特に問題ないということでとおしました。よろしく願
いします。

議 長 はい、ありがとうございます。5番、棕本。

牧野委員 17番、牧野です。生前贈与ということでございますので、何ら問題ない
と思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。
地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがで
ございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号につ
いて許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農
業委員会許可）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 15ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員
会許可）でございます。

番号1、地区 黒田、申請者 _____、申請地 河芸町浜田北
浦_____番、台帳地目 畑、現況地目 山林、現況面積 598㎡、農地は
第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を植林しようとするものでございます。既に昭
和60年2月から水源がなく作物の管理が難しかったということから、杉、ヒ
ノキを植林しておりまして、始末書の提出がされているところでございます。

番号2、地区 明、申請者 _____、申請地 芸濃町中縄藤迺
井_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、現況面積 376㎡、外1
筆、合計面積 481㎡で、田が105㎡、畑が376㎡、農地は第2種農地

でございます。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地として利用しようとするものでございますが、昭和52年9月に居宅1棟140.5㎡及び車庫を建築しており、始末書の提出がされているところでございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として1,079㎡、内訳といたしまして、田が150㎡、畑が974㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。それでは、1番、黒田。

阪委員 13番 阪。これは自分も現場を確認したんですけれども、既に山林になっておるといことで、始末書ももらっているといことなので、特に問題ないといことで、よろしくお願ひします。

議 長 はい、2番、明。

増地委員 18番 増地です。現地確認しましたら、もう宅地になっておまして、家が建っておりますので、今度またちょっと家を建てるといことで申請が出て、始末書も出ていますのでどうぞよろしくお願ひします。

議 長 そういうことでございます。
地元委員さんからは、よろしいといことでございますので、皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 16ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本念佛田 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 24㎡、外2筆、合計面積906㎡で、田が867㎡、畑が39㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅、1棟57.5㎡、倉庫100㎡及び通路、駐車場用地として利用しようとするものでございます。

番号2、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町今徳北出 _____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 3,664㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を児童養護施設等の運動場及び駐車場用地として、今後利用しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として4,570㎡、内訳といたしまして、田が4,531㎡、畑が39㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。よろしくお願ひいたします。1番、棕本。

牧野委員 17番、牧野です。これは先日、現地確認をいたしましたけれども、もう既にぐるりずっと家が建っているようなところでございまして、下水も整備されておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、2番、村主。

清水清委員 23番 清水です。これは面積も非常に多かったことで、先月、去る14日に現地確認をいたしまして、会長様と部会長様が出席していただきまして、私らも4人で現地確認してまいりました。何ら排水その他別に問題もございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。
地元委員さんからは、異議のない意見をいただきました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借移転）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 17ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借移転）でございます。

番号1、地区 明、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町林切畑_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 588㎡のうち282.13㎡、外1筆、合計面積498.99㎡で畑、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を駐車場用地として賃貸借をしようというものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として498.99㎡で畑でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 1番、明。

増地委員 18番 増地です。現地確認に行きまして、この畑の十年ばかり耕作していない土地でして、農機もないし、隣はゴルフ場の施設なり、隣は山でして、何ら問題ないと思います、よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、第5号議案については、許可することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 18ページをお願いします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 新町、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 神納井明_____番、台帳地目 田、現況地目 畑、現況面積462㎡、農地は第3種農地でございます。

これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございまして、申請地に農家住宅1棟187.16㎡を建築しようとするものでございます。

番号2、地区 安東、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 安東町西園_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積261㎡、農地は第3種農地でございます。

これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございまして、申請地に農家住宅1棟76.18㎡を建築しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として723㎡、内訳といたしまして、田が462㎡、畑が261㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 1番、新町。

事務局 事務局です。すみません、担当の4番、眞弓委員さんから連絡いただいております。特に親子関係で、この件については意見ありませんということで、お電話いただいております。

議長 2番、安東。

事務局 事務局です。この2番の件につきましても、3番、太田委員さんから連絡いただいております。これも親子関係で、太田委員さんの隣地、太田委員さんの所有の農地ということで、現地のほうもしっかりと境界等確認をさせていただいたということで、特に問題ないということで、意見をいただいております。

以上です。

議長 先ほど事務局が代表で言うたとおりでございますので、異議なしと認め、許可することに決定いたします。

それでは、異議なしと認め、議案第6号について許可することに決定をいたします。

次に、別紙でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙を1枚めくっていただきたいと思います。

今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で236,122.76㎡の集積がありました。内訳としましては、貸借関係のみでございます。

それでは、各地区別に、一番下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて81,532㎡で、畑の使用貸借が1,262㎡で、件数的には38件でございました。所有権移転はございませんでした。

河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて17,043㎡で、件数的には、7件でございました。所有権移転はございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて70,936㎡で、畑の賃貸借が4,176㎡で、件数的には16件でございました。所有権移転はございませんでした。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借が合わせて46,416.76㎡で、畑の使用貸借が1,736㎡で、件数的には11件でございました。所有権移転はございませんでした。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借が合わせて13,021㎡で、件数的には9件でございました。所有権移転はございませんでした。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて228,948.76㎡で、畑の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて7,174㎡で、総合計が236,122.76㎡で、81件となっております。

認定農業者への集積状況は36件で137,826.76㎡となっており、先月に比べ面積では約126%、件数では約94%となっております。

なお、内訳は計画の概要のとおりでございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでございましょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

はい、それでは、異議なしと認め、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第3項による農用地利用集積計画の決定について適正であると認め、市長に進達することに決定をいたしました。

それでは、本部会に付議されました関係の審議はすべて終了いたしました。

午前10時38分

上記は、第2回第1農地部会の議事を録したものである。

平成24年2月21日

議 長

出席委員

出席委員